

令和6年度山形県いじめ問題対策連絡協議会 記録

令和6年5月27日(月)

14:00~15:00

県庁講堂

1 開会

2 会長あいさつ

- 昨年新型コロナウイルス感染症が5類へと移行して様々な行事もコロナ禍以前の形式に戻り、子どもたちが明るく元気に学校生活を送れるようになった。
- いじめ問題については、本県では平成25年度から“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を展開し、県民挙げて、いじめ・非行防止に取り組んできた。
- 学校や家庭での日々の取組はもちろんのこと、今後も、各方面で様々な取組を実施し、子どもたちが希望を持てるような社会づくりを、私たち大人が推し進める必要がある。
- これからの新しい時代を生きる本県の子どもたちが健やかに成長し、笑顔にあふれた未来を送ることができるよう、有意義な会にしていきたい。

3 協議

(1) 令和5年度におけるいじめに関する調査結果報告等について【資料1】

県教育局高校教育課長

- 調査内容の概要
- いじめ防止対策推進法で定められた「いじめの定義」に沿って、いじめを認知した件数
- いじめ認知件数
 - ・ 小学校は減少、中学校は増加、高等学校と特別支援学校では横ばい、県全体では前年比96.7%となった。
 - ・ 小学校では主に1年生から3年生で認知件数が減少したが、ロールプレイやソーシャルスキルトレーニングを取り入れた道徳の授業等による未然防止の取り組みによって、無意識に相手を傷つけることが減ったためと考えている。
 - ・ 中学校においては、全学年で認知件数が増加しているが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、以前のように学校行事や部活動等が実施できるようになり、児童生徒間の関わりが増えたことが影響したためと考えている。
- いじめの発見のきっかけ
 - ・ 「アンケート調査等学校の取組により発見」が78.7%と最も高くなっている。
 - ・ 全ての児童生徒だけでなく、保護者も対象にアンケートを行うとともに、児童生徒と面談をセットで実施しているのは、山形県だけの取り組みであり、認知件数の高さに繋がっている。
- いじめの態様
 - ・ 「ぶつかられる、叩かれる」といった身体的な苦痛の認知が大きく減少した一方、「嫌なことを言われる」といったものは例年同様多くなっている。
 - ・ 折に触れて、些細な言動が相手に嫌な気持ちを起こさせることを子どもたちに考えさせ、円滑な人間関係を築く支援をしていくことが大切だと捉えている。
- いじめの解消状況
 - ・ 「いじめが解消した」割合は87.8%であり、前年度と同様、9割近い解消率となっている。
 - ・ 今後もいじめ解消の2つの要件を満たしているかどうか、丁寧に確認するよう指導する。
 - ・ 令和5年度末までで、令和4年度に認知したいじめが99.5%、令和3年度に認知したいじめが99.9%解消している。
- 全体として
 - ・ いじめの認知については、早期発見対応が解消の第一歩と考え、各学校において積極的に丁寧に対応するよう努めている。今後も児童生徒が安心安全に学校生活を送れるような学校作りを指導していく。

(2) いじめ問題等への対応及びいじめ防止等に向けた取組 について【資料2-1~2】

県教育局義務教育課長

- **資料2-1** いじめ問題等への組織的対応に係る全体像構造について
 - ・ 「山形県いじめ防止基本方針」に基づき、県全体でどのような組織等が関係し、対応を行っているかを示している。
 - ・ 資料左上の山形県いじめ問題対策連絡協議会は、本県のでいじめ防止に関係する機関・団体の連携を図り、基本方針に基づく各年度の取組の計画や実績を協議する場である。
 - ・ 県教育委員会では、いじめ問題対策連絡協議会の意見を踏まえ、いじめのない学校づくりの推進に向けて各種事業や会議等を展開している。
 - ・ 県教育委員会の附属機関として「山形県いじめ問題審議会」を設置し、全公立学校を対象としたいじめ防止のための取組について評価・検証をいただき、有効な対策を審議いただいている。また、県立学校における重大事態発生時には、調査検証を行う機関となる。
 - ・ 「山形県いじめ重大事態再調査委員会」は、知事の判断により必要があると認められるときには、調査の結果について調査を行う「再調査」を行うことができるようになっている。
 - ・ 令和5年2月文部科学省通知「いじめ問題への的確な対応にむけた警察との連携について」に基づき、警察とも連携して積極的な対応を進めていく。
- **資料2-2** いじめの防止等に向けた取組
各学校への指導の重点として「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対応」を掲げている。
 - ①未然防止
 - ・ 学校を子どもにとって安心安全な場にするとともに、子ども一人一人が仲間と協力しながら活躍できる環境にすることで、未然防止につなげていく。
 - ・ 昨年度、効果的だご報告をいただいた、道徳におけるロールプレイを活用した事業を進めていくことに加え、県教育委員会で作成した「いじめを許さない、見逃さないためのリーフレット」の活用を推進し、いじめの定義を児童生徒とともに確認することで未然防止を図るとともに、“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動と連携して多様な支援に繋げたい。
 - ②早期発見・早期対応
 - ・ 児童生徒と保護者を対象としたアンケートの実施と、その内容をもとにした相談・面談をセットにして行っている。また、スクールカウンセラー等の活用については、小学校からのニーズに応えられるよう、令和4年度からは派遣旅費も確保し、小学校への派遣を可能にしたり、令和5年度から県立高等学校にもスクールソーシャルワーカーを配置したりするなど、相談体制の充実に努めている。
 - ③適切な対応
 - ・ 各学校においては、「いじめ防止基本方針」にこの組織や対応の流れをまとめているが、内容を再確認し、支援していくことで、教職員間の情報共有、組織的対応の徹底に繋げたい。
 - ・ 市町村教育委員会に対しては、各教育事務所に設置している「いじめ解決支援チーム」を派遣し、重大事態対応への支援や、未然防止に係る研修等の実施により指導、助言していく。
 - ・ 今年度から指導上の課題や対応等について法的助言を行うため、スクールロイヤーの活用の準備を進めている。
- 今後も、各学校のいじめ防止等の取組や心のケア等について定期的の実態を把握するとともに、学校、関係機関、家庭・地域が一丸となっていじめ防止等に取り組めるよう支援する。

(3) 関係機関及び団体の令和5年度いじめ防止等に係る取組みの報告並びに令和6年度いじめの防止等に係る事業計画等について

① 県青少年育成県民会議会長 【資料3】

“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動

○ 令和5年度取組みの成果と令和6年度取組み内容

① 小学校・中学校・高校・特別支援学校を対象とする取組

- ・ 小・中・特別支援学校の生徒を対象に標語を募集し、53,068通の応募があった。県内4地区ごとに最優秀作品を選定した。
- ・ 高等学校の生徒を対象に「ポスターデザイン」の募集及び「いじめ防止スローガン」の作成を依頼した。
- ・ ポスターデザインについては、優秀作品に各地区の標語を入れ、県内の学校や青少年育成団体・関係機関に配付、広報・啓発活動に取り組んだ。
- ・ スローガンについては、公立高校49校、私立高校3校で作成した。

② 山形県青少年健全育成県民大会の開催 (R5.10.29)

- ・ 新庄市民プラザにて開催。約200名参加し、いじめ防止標語・ポスターデザイン最優秀賞受賞の児童生徒を表彰した。

③ 「いじめ・非行防止セミナー」の開催

- ・ 東京家政大学の杉山雅宏教授から「青少年の心の声を聴かせていただく～今どきの若者とのつながりを模索して～」の講演をいただき、いじめ防止に対する取組の機運を盛り上げた。

④ 「児童・生徒と地域の大人の対話会」開催

- ・ 県内各地区で生徒と地域の大人が向き合い、いじめ防止について話し合う取組を実施した。

⑤ 「モンテディオ山形ホーム戦での普及活動の実施」

- ・ 11月12日開催のモンテディオ山形ホームゲームにおいて、啓発・普及活動を実施した。

⑥ 令和6年度取組

- ・ 標語やスローガンについては、ホームページ・SNS等による情報発信を強化する。
- ・ 10月27日(日)、村山市民会館にて山形県青少年育成県民大会を開催する。

② 山形県警察生活安全部長 【資料4】

○ 警察における認知状況

- ・ 令和5年度いじめに関する相談は27件であった。匿名の相談については、できる限り居住地を特定し、所管の教育委員会と対応している。

○ 警察における基本方針

- ・ 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な措置を執る。
- ・ 特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な被害が生じている場合には、捜査や検挙、補導等の措置を積極的に講じる。
- ・ 警察でもいじめに関する相談窓口(電話・メール)をいくつか設定している。また、学校警察連絡制度や青少年健全育成月例懇談会、スクールサポーター(警察OB)の派遣を通じて、関係機関と情報共有、助言・指導を行い、学校教育現場を支えていきたい。

③ 山形県PTA連合会会長 【資料5】

- 山形県PTA連合会「親学」補助事業（いのちの大切さに関する学習会・人権教育）
 - ・ 多様化する社会情勢の中で、何がいじめにつながっているかわかりにくい状況がある。その中で、学校・地域・家庭、他の家庭とも連携して子どもたちの置かれている環境を情報共有することを目的としている事業である。
 - ・ 令和5年度は、7団体で、講演会や研修会を実施した。
- 山形県PTA協働参画型発信事業「いじめのない環境をこの山形から」の募集
 - ・ コミュニティスクールや部活動の地域移行を見据え、各校のPTAだけでなく、地元企業にも広く活動と呼び掛けた。
 - ・ 令和5年度は5団体より申請があり、講演会や研修会を実施した。
 - ・ 令和6年度も、「親学」補助事業を進め、情報共有に努める。

意見① 山形県いじめ問題審議会

- 令和5年度はいじめ問題審議会で話題になったこと
 - ・ いじめについてのアンケートは丁寧に行われているが、子どもを取り巻く環境が変わってきている中で、第三者の方からも内容の精査を受けてはどうかという意見があった。さらに未然防止の効果を検証できる内容もあるとよいと思われる。
 - ・ 対面での聞き取りも行っているが、担任ではない先生の方が話しやすいという児童生徒もいるので、一人一人に応じた工夫をしてもらいたい。
 - ・ いじめと関連した不登校の問題も出てきた。不登校の問題には地域、学校に民間団体も加えて連携している自治体があるが、いじめと関連した不登校に対して連携できるシステムも作ってはどうかという意見も出された。
- いじめ問題への対応について
 - ・ 教育基本法の第11条に、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」とある。保育が必要な子どもは増えている。未然防止教育に係って、小学校に入学する前の心の教育にどのように取り組んでいくかも考えてもらいたい。教育委員会と、県しあわせ子育て応援部が協働しながら、幼児教育にも目を向けるなど、子どもの心をどう見ていくかを現場の教員だけではなく、自治体でも考えていくことが必要ではないか。

意見② 山形地方法務局（オンライン）

- 法務局の対応について
 - ・ 「SOSミニレター事業」として、各小中学校に生徒人数分のミニレターを配布している。子どもたちが日ごろの悩みを書いた手紙を受け取り、人権擁護委員と協力して返事を出している。問題を早期把握し、場合によっては学校と情報共有して、解決をはかっている。
 - ・ いじめ防止の観点では、小学校対象に、各学校に出向いて「人権教室」を開催し、命の大切さや相手を思いやる気持ちを育む取組を行っている。昨年度は252校において開催した。
 - ・ 他に、「子ども人権110番」という電話での無料相談や「LINEじんけん相談」でチャット形式による相談を行っている。いじめについて学校にもまだ相談していない保護者や子どもの声を拾って、解決に向けて動けるよう進めている。

意見③ 山形県公認心理師・臨床心理士協会（オンライン）

- スクールカウンセラーの立場から
 - ・ コロナ禍の影響で人との関わり方がわからない子どもたちは、ロールプレイ等を取り入れた授業により、だんだん関わり方がわかってきて落ち着いてきたという印象を持っている。
 - ・ 中学校では、遊びの延長でのからかいといった単純なものがほとんど聞こえなくなっており、重大事態につながりかねない深刻なケースが多くなっている。それらケースでは加害者も心の傷を抱えていることが多い。小学校高学年くらいになると自分と相手を比べはじめ、自分が不遇なことに気づき、被害者を貶めたり、傷つけたりすることによって自分を価値上げしようとしている子どもたちの事案は深刻だ。そのようないじめ加害者には相手を思いやって相手を傷つけないようにという指導もなかなか入っていかないし、密室で執拗に相手を追い込むことがあるので危機感を感じている。したがって、予防という観点からすると、心に傷を抱えた加害者を作らないことが大事ではないか。そのためには子どもたちの心が健全に育っていく環境を整えなければならないと感じている。
 - ・ 山形県では、中学校と高校にスクールカウンセラーを配置し、小学校には中学校から派遣する形をとっている。今回、財政措置があり、小学校に行きやすくなったが、中学校でも相談件数が多いことから、限られた時間で対応しなければならない状況がある。特に、交流が広がり、周り自分と自分を比べはじめる小学校高学年の子どもたちに心の専門家であるスクールカウンセラーがフォローできる体制を県としても作り、重大なケースを減らしていけるとよい。
 - ・ 昨年、文部科学省からいじめ・不登校・自殺予防の観点で、ICTを活用した「心の健康観察」という提案がされた。今回の調査報告でもアンケートでの発見が多いが、このようなシステムを入れて、先生方に毎日子どもたちの心の状態を把握していただけるようにするとよいと思う。

意見④ 山形県連合小学校長会（オンライン）

- いじめ防止、早期対応という観点から大切だと思うことについて二つお話しする。
- 「子どもたちがいつでも誰にでもヘルプを出せること」について
 - ・ いじめられている子どもが、我慢したり、無理したりしているうちに、自分のエネルギーが切れてしまったり、大きな問題になって対処できなくなったりすることがあると思う。
 - ・ 担任だけではなく、学校の中の誰にでも相談しやすい人に話をしているという体制を学校でとることが大事である。始業式やPTA総会の機会に子どもたち、保護者に、誰にでも相談しているということを周知している。
- 「特別支援教育の考え方」について
 - ・ 人との関わり方という点に関して、子どもたちが自己理解できるようになることが大事である。そのためには子どもたち一人一人をしっかり見て、教員が子どもたちを理解して大切に育てることが必要になる。自分を大切にしてもらいながら育っていくと、他者との違いや人との付き合い方を自ら学んでいく。
 - ・ 学校現場では必ず何かは起こるもので、それを成長のチャンスと捉え、特に管理職が担任や子どものせいにはしないことが重要だ。できないことを責めるのではなく、できることに目を向けて、自己否定させないで成長させていくことが大事だと考えて日々教職員一丸となって実践している。

結び（会長）

- 各団体の取り組みや委員の方々の思いを聞き、改めていじめ問題対策に臨んでいきたいと強く感じた。
- いじめ防止やいじめに困った児童生徒がすぐに相談できる体制作りを今後より一層進めて、子どもたちが安心して学校生活を送り、郷土に誇りと愛着を持って成長していけるように、私たち大人が子どもたちをあたたく見守り、支えていきたい。